

平成28年(ワ)第758号 国家賠償請求事件

原 告 三輪 唯夫 外3名

被 告 岐 阜 県

被告準備書面(4)

令和元年 5月13日

岐阜地方裁判所 民事第2部合議係 御中

被告 訴訟代理人

弁護士 端元 博
弁護士 伊藤 公郎
弁護士 池田 智洋
弁護士 市橋 優

電話 058-263-1433

FAX 058-263-6697

第1 2018年11月12日付、原告準備書面、に対する反論その1

情報の内容により、収集行為の評価が変化することはない。

1、原告らは、甲1記載の情報を、分類することで、情報の要保護性に差異をつけ、収集行為の評価にも差異をつけようと試みる。

しかし、情報の性質が異なることで、収集行為が同一であっても、ある情報の収集行為は「違法」となり、ある情報の収集行為は「違法」とはならない、等という状況はおよそ想定し得ない。

2、例えば、新聞を読む、という、情報収集行為につき、収集された情報が、原告らの分類する、固有情報または、機微情報であった場合には、新聞を読む行為が「違法」となり、外延情報または、機微ではない情報である場合には、「違法」にはならない、などということがあり得ないことは言うまでもない。

情報の内容に関係なく、新聞を読む行為、そのものが、評価の対象となるのみなのである。

3、そこで、情報の要保護性の強弱と、収集行為の違法性の評価とは、無関係である。

第2 2018年11月12日付、原告準備書面、に対する反論その2

意見交換行為に違法性は存しないこと。

- 1、警察は、警察法や岐阜県個人情報保護条例（以下、「条例」という。）など各種法令の趣旨に基づいた警察活動を行っており、公共の安全と秩序の維持の目的で、警察と事業者が意見交換をすることも法令等の範囲内で行われたものである。
- 2、警察は、管内における各種業務等に伴い生じ得る紛争の可能性について、紛争の防止と、拡大の抑止といった、公共の安全と秩序の維持の観点から関心を有しており、そういう意味で必要に応じて関係事業者と意見交換を行うことも、その任務の一つである。
- 3、そこで、意見交換行為に違法性は存しない。
- 4、また、意見交換の際、原告らが提供されたと主張する情報は、プライバシーの侵害を引き起こす内容ではなく、民事上、損害賠償を生じさせる法的保護の対象とならない。

以上